

美術品補償制度部会の設置について（案）

令和 8 年 4 月 〇 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に美術品補償制度部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）第 12 条第 2 項の規定により審議会の権限に属させられた事項について
- （2）上記（1）に関連する事項について
- （3）その他展覧会における美術品損害の補償に関する法律に関連する事項について

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2（1）及び（2）に掲げる事項については、美術品補償制度部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

(別紙)

文化審議会 第16期美術品補償制度部会委員 (案)

(敬称略・五十音順：令和8年4月〇日)

(正委員)

小林 真理 東京大学 教授

(臨時委員)

石原 耕太 株式会社共同通信社 文化事業室 文化事業専門委員

黒瀬 俊明 SOMPO リスクマネジメント株式会社 取締役常務執行役員

小坂 智子 長崎県美術館 館長

西脇 芳和 公益財団法人 SOMPO 美術財団 専務理事／SOMPO 美術館 館長

山梨 絵美子 千葉市美術館 館長／公益財団法人日本博物館協会 会長

(専門委員)

岡部 美紀 独立行政法人国立美術館 アートリサーチセンター 国際発信連携グループリーダー

鬼頭 智美 独立行政法人国立文化財機構 東京国立博物館 特任研究員

坂戸 明子 ヤマト運輸株式会社 東京美術品支店 スーパーバイザー

和田 浩 独立行政法人国立文化財機構 東京国立博物館 学芸研究部 保存科学課長